

一般社団法人沖縄県マリレジャー事業者団体連合会  
規約

第一章 総則

(名称)

第1条 名称を一般社団法人沖縄県マリレジャー事業者団体連合会 (Marine Leisure Business Federation of Okinawa) とする。(以下、「MBF」と言う。)

(委任)

第2条 この規約に定めるものの他、MBFの運営及び事業に必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第二章 会員

(会員資格)

第3条 会員の定義は以下とする。

- 1) MBFの資産について使用权は正会員のみが有する。
- 2) MBFの通常総会および臨時総会における議決権は、正会員のみが有する。
- 3) MBFにおける発言権、及び、理事会への参加及び提案権は正会員のみが有する。
- 4) 協力会員は当該年度末までの期間に限定して理事会に参加できるが、議決権は有しない。
- 5) 賛助会員は理事会の傍聴のみできるが、議決権は有しない。

(入会)

第4条 入会手順及び条件は、下記のとおりとする。

- 1) 正会員入会手順
  1. 定款第6条(1)に定められた団体もしくは個人であること。
  2. 目的に賛同し、MBFの理事会において承認を得た団体もしくは個人であること。
  3. MBFの理事3名以上の推薦があること。
  4. 別に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、MBF理事会に提出すること
- 2) 協力会員入会手順
  1. 定款第6条(2)に定められた団体もしくは個人であること。

2. 目的に賛同し、MBFの理事会において承認を得た団体もしくは個人であること。
3. MBFの理事3名以上の推薦があること。
4. 入会申込書に必要事項を記入し、MBF理事会に提出すること。

### 3) 賛助会員入会手順

1. MBF理事会で承認された団体、もしくは個人であること。
2. 別に定める会費を払込み、加入申込書および必要書類をMBFの理事会に提出すること。

### (会費)

第5条 会員の種類、入会金および年会費は、各号の通りとする。

- |         |     |         |     |              |
|---------|-----|---------|-----|--------------|
| 1) 正会員  | 入会金 | 30,000円 | 年会費 | 30,000円      |
| 2) 協力会員 | 入会金 | 0円      | 年会費 | 0円           |
| 3) 賛助会員 | 入会金 | 0円      | 年会費 | 10,000円 (一口) |

- i) 入会金は、MBF 入会時に収める。
- ii) 年会費は、各年度4月1日時点での各団体加入事業者数により決定する。
- iii) 年会費は、各年度4月1日より発生する。
- iv) 年会費は、MBFより発行される請求書にて納付する。
- v) 年度の途中で MBFに入会するものは、入会金を支払い年会費は月割で納付する。

第6条 臨時に必要となる経費等に充てるため、理事会の決定により臨時会費を徴収することが出来る。

### (退会)

第7条 正会員、協力会員、賛助会員は、理事会に書面を提出したうえで、退会することができる。退会については定款第10条の定めのとおりとする。

### (除名)

第8条 除名については定款第10条の定めに加え、第10条第2項の正当な事由は下記のとおりとする。

- 1) MBF の名誉を著しく傷つけた時。
- 2) 定款、規約または総会の決議等に従わない時。
- 3) 反社会的勢力であることが判明した時。
- 4) その他、重大な事由が発生した場合

2. 退会および除名された会員が再度入会を希望する場合は、理事会の満場一致の賛同を得ること、及び、未納金の支払い完了が条件となる。

### 第三章 組織

(理事会)

第9条 理事会は定期理事会と臨時理事会の2種類とし、定期理事会は年2回以上開催し、臨時理事会は必要と認めたときに開催する。

附則

1. MBF 規約は、令和4年4月1日から実施する